

厚別栄和荘デイサービスセンター

指定（介護予防）認知症対応型通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(札幌市指定 第0170500268号)

目 次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. サービス利用に当たっての留意事項
6. 事故発生時の対応について
7. 緊急時等における対応方法
8. 非常災害対策
9. 衛生管理
10. 権利擁護、虐待防止
11. 苦情の受付について
12. 第三者評価の受審について
13. 秘密保持及び個人情報の保護

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人栄和会
(2) 法人所在地 札幌市厚別区厚別南5丁目1-10
(3) 電話番号 011-896-5010
(4) 代表者 理事長 藤井和子
(5) 設立年月日 平成 5年 8月 5日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定（介護予防）認知症対応型通所介護
平成12年 4月 1日指定
札幌市 第0170500268号
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人栄和会が運営する厚別栄和荘デイサービスセンターが行う指定（介護予防）認知症対応型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員等が要介護又は要支援で認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型通所介護を提供することを目的とする
- (3) 事業所の名称 厚別栄和荘デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 札幌市厚別区厚別町山本750-6
※当事業所は特別養護老人ホーム厚別栄和荘に併設されています
- (5) 電話番号 011-896-5014
- (6) 管理者 多田 祥子
- (7) 運営方針 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 平成 7年 4月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域 札幌市厚別区・白石区の一部
- (10) 利用定員 12名
- (11) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日
受付時間	月～土 8：30～17：30
サービス提供時間	月～土 9：30～16：45

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対しては指定（介護予防）認知症対応型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔職員の配置状況〕

職員の職種	員数	職務内容
管理者	常勤兼務 1名	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型通所介護計画を作成する。
生活相談員	常勤兼務 1名 非常勤専従 2名	利用者及びその家族との面談、生活相談、利用の調整などを行う。
介護職員	常勤専従 2名 常勤兼務 1名 非常勤専従 2名	利用者に対する食事や排泄、入浴の介助、送迎時の運転や付き添い、各種活動の援助などを行う。
機能訓練指導員	非常勤専従 1名	利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

〔主な職種の勤務体制〕

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間 8：45～17：15
2. 生活相談員	勤務時間 8：30～17：00
3. 機能訓練指導員	勤務時間 9：30～16：45の内で2時間
4. 介護職員	勤務時間 8：30～17：00 9：00～17：30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

送迎	送迎車により、事業所と自宅の間を行います。
食事	利用者に合った食事を提供します。
機能訓練	機能訓練指導員、介護職員、生活相談員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。
生活相談	生活相談及び助言指導を行い、医療機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。
入浴	見守りや直接介助により、入浴を提供します。
排泄	排泄の介助をいたします。（介護用品を利用の方はご持参下さい）

(2) サービス利用料金

①介護保険の給付対象サービス利用料

(単位：円)

区分	単位	利用料 (1単位 10.17円)	利用者負担額 【目安です】		内容
			1割の方		
基準額	要支援 1	773 単位	7,861 円	787 円	7 時間以上 8 時間未満のサービス提供の 1 回についての費用です。
	要支援 2	864 単位	8,786 円	879 円	
	要介護 1	894 単位	9,091 円	910 円	
	要介護 2	989 単位	10,058 円	1,006 円	
	要介護 3	1,086 単位	11,044 円	1,105 円	
	要介護 4	1,183 単位	12,031 円	1,204 円	
	要介護 5	1,278 単位	12,997 円	1,300 円	
加算額	入浴介助加算 I	40 単位	406 円	41 円	利用 1 回にあたり
	個別機能訓練加算 I	27 単位	274 円	28 円	
	個別機能訓練加算 II	20 単位	203 円	21 円	月に 1 回
	若年性認知症利用者受入加算	60 単位	610 円	61 円	利用 1 回にあたり
	サービス提供体制強化加算 I	22 単位	223 円	23 円	
	科学的介護推進体制加算	40 単位	406 円	41 円	月に 1 回
	介護職員等処遇改善加算 (I)	総単位数×18.1%		月に 1 回	
減算額	事業所と同一敷地内に居住する者	-94 単位		-955 円	
	送迎を行わない場合	-47 単位		-477 円	

※業務継続計画未実施減算 基本単位数×1%を減算

感染症と災害のいずれか、または両方の業務継続計画 (BCP) が未策定の場合

※高齢者虐待防止措置未実施減算 基本単位数×1%を減算

虐待の発生または再発を防止するための措置が講じられていない場合

※自己負担金が利用回数によって 1～2 円の誤差が生じることがあります。

※介護保険料の滞納により、負担割合が 3 割となる場合があります。

②介護保険の給付対象とならないサービス

区分	金額	内容
昼食代	650円	お食事を提供した場合
おむつ代	ご希望により提供致します (料金はかかりません。原則、貸し出し分を返却下さい)	
尿取りパット代		
リハビリパンツ代		
レクリエーション費	実 費	レクリエーション活動にかかる材料費の実費を徴収します
その他、日常生活に おいて必要な費用	実 費	行事活動など費用が発生した際に徴収します

【キャンセル時の費用負担について】

利用当日の午前9時以降にお休みが決定した場合、650円をご負担いただきます。

(3) 利用料の計算方法

一月の合計単位数 × 10.17円 = A (端数は切り捨て)

A × 0.7～0.9 (7割～9割) = B (端数は切り捨て)

(地域加算7級地)

A - B = C (利用者負担額)

(4) 料金などの支払い

①介護保険給付サービスを利用する場合は、利用料(基準額)に介護保険負担割合証に記載された割合を乗じて得た額を利用者負担としてお支払いいただきます。また、居宅サービス計画書を作成しない場合、介護保険料に滞納があった場合等、利用者が一度全額(利用料(基準額)の10割)を事業所に支払い、その後市町村に対して保険給付分(10割から介護保険負担割合証に記載された割合を除いて得た割合)を請求し、払い戻しを受ける手続きが発生いたします。

②事業者は、介護保険給付対象外サービスの提供にあたって予め利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び掛かる費用について事前に文書で説明し支払いに同意する旨の文書に記名、押印を受けるものとします。

③利用料金等は、サービス提供毎に計算し利用月毎の合計金額を請求いたします。請求書は、利用明細を添付し利用翌月の10日以降にお届けいたします。

お支払方法は、1)利用者指定口座からの口座振替(毎月27日に指定口座より引き落とします。土日祝日の場合は、次の平日に引き落としされます。)

2)現金でのお支払(請求書をお渡しした、当該月までにお支払いください。日曜日、年末年始を除く)。

④お支払いを確認しましたら領収証を発行いたします。

(5) 利用サービスの中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 施設、及び敷地をその本来の用途にしたがって利用すること。
- (2) 事業所の施設、設備について故意又は重大な過失により汚染、破損、滅失した場合には、原状に復するか相当の代価を支払うものとします。
- (3) 体温・血圧・脈拍測定の結果、身体状況がいつもと異なる等の異常所見が見られた場合には当日の利用を中止する場合があります。
- (4) 当施設は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、特定の政治活動、暴力行為や飲酒など他の利用者に迷惑をかける行為を禁止しています。
- (5) 利用者間での、物のやり取り（金銭、食べ物も含む）は禁止しています。

6. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をします。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにご家族や主治医へ連絡等必要な措置を講じます。

8. 非常災害対策

事業者は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の規定に基づき、防火管理者を定め、消防計画を作成し、センターに設けられた防火避難設備の管理及び安全確認並びに消防設備の点検及び整備を行い、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。（その他運営についての留意事項）

9. 衛生管理

感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

10. 権利擁護・虐待防止

事業所は、利用者の尊厳を保持できるよう、権利擁護及び虐待の防止等（虐待等の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応）必要な措置を講ずるための体制を整備します。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

- ①苦情受付担当者 開米 優子（生活相談員）
- ②苦情解決責任者 多田 祥子（管理者）
- ③第三者委員 林 恭裕（栄和会監事）
奥田 龍人（NPO法人シーズネット 理事長）

④苦情の解決方法

・苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお第三者委員に直接苦情をいうこともできます。

・苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

第三者委員はその内容を確認し、苦情申出人に対して報告をうけた旨を通知します。

・苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際苦情申出人は、第三者委員の助言や話し合いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは次により行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(2) 行政機関その他苦情受付機関

下記の公共機関においても、相談・苦情の申し出ができます。

札幌市介護保険課	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号 011-211-2547 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15 (土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです)
----------	--

札幌市厚別区役所 保健福祉部保健福祉課	所在地 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 電話番号 011-895-2400 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:45 (土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです)
札幌市白石区役所 保健福祉部保険福祉課	所在地 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 電話番号 011-861-2451 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:45 (土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです)
国民健康保険 団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです)
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北2条西14丁目 電話番号 011-204-6310 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです)

※その他、お住まいの市区町村介護派遣担当窓口でも受付しています。

1 2. 第三者評価の受審について

当事業所は第三者評価を受審しておりません

1 3. 秘密の保持及び個人情報の保護

1 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は家族若しくはその代理人等に関する個人情報の利用目的を「個人情報使用に係る同意書」のとおり定め適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター【介護予防支援事業所】）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用契約中だけでなく、利用契約終了後も同様の取扱いとします。

令和 年 月 日

認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

厚別栄和荘デイサービスセンター

説明者 職名 業務主任 氏名 開米 優子 印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、上記のサービスの提供に同意します。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

代理人住所 _____

続柄 _____ 氏名 _____ 印

*心身状況により、利用者本人による記入が困難なため、本契約の内容については、
家族が同意し記入する。 印